

令和5年第1回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和5年2月

目 次

報 告 第 1 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 2 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 3 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 4 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 5 号	専決処分の報告について……………	9
報 告 第 6 号	専決処分の報告について……………	11
報 告 第 7 号	専決処分の報告について……………	15

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

- (1) 損害賠償の額 15万8,202円
- (2) 債 権 者 呉市吉浦新町一丁目7番1号  
株式会社大翔  
代表取締役 益 村 誠

2 専決処分年月日

令和5年1月26日

(報告理由)

令和4年9月6日、市道乃美尾兼広線において、この道路の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により、隣接する市の管理地の樹木が倒れてきたため、走行中の貨物自動車<sup>が</sup>当該樹木に接触し、当該貨物自動車の前部バンパーを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 専決処分の内容

- (1) 損害賠償の額 27万5,000円
- (2) 債 権 者 岡山県倉敷市福田町古新田879番地5  
倉一建基株式会社  
代表取締役 坂 本 純 一

#### 2 専決処分年月日

令和5年1月26日

(報告理由)

令和4年10月19日、市道串ヶ平住宅線において、この道路の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により、特殊自動車<sup>かし</sup>が走行していたところ、当該道路が陥没し、当該特殊自動車の後部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額  
37万5,144円
- 2 専決処分年月日  
令和5年1月26日

(報告理由)

令和4年10月9日、市道土居石休線において、この道路の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により、側溝の鋼板蓋が普通自動車の走行によって跳ね上がり、当該普通自動車の右側面を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。



報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額 14万6,058円

(2) 債 権 者 東広島市西条上市町7-42

エクシオグループ株式会社中国支店東広島保守センター  
センター長 池 田 利 範

2 専決処分年月日

令和5年2月1日

(報告理由)

令和3年1月13日、安芸津港において、特殊自動車<sup>が</sup>当該港から船舶に乗船するため<sup>に</sup>棧橋を走行した際、この港湾施設の管理上の<sup>か</sup>疵により、当該港の敷地から棧橋に架かっていた鋼板が当該特殊自動車の走行によって跳ね上がり、当該特殊自動車の底部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額  
14万7,928円
- 2 専決処分年月日  
令和5年1月26日

(報告理由)

令和4年3月23日、市道榑原中央線と市道乃美尾兼広線の交差点において、救急搬送中の救急自動車と軽自動車が発生し、当該軽自動車の右側面等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第6号

専決処分の報告について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第76号）の施行に伴い、条例において引用している関係法律の条項の整理を行うため、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

## 専 決 処 分 書

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22  
年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年1月26日

東広島市長 高 垣 廣 徳

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行  
に伴う関係条例の整理に関する条例

(東広島市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 東広島市子ども・子育て会議条例（平成25年東広島市条例第33号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第2条 東広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年東  
広島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(東広島市認定こども園設置及び管理条例の一部改正)

第3条 東広島市認定こども園設置及び管理条例（平成28年東広島市条例第5  
号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



報告第7号

専決処分の報告について

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

## 専 決 処 分 書

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年1月10日

東広島市長 高 垣 廣 徳

## 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。